

みえのイクボスバージョンアップ事業実施業務委託仕様書

1 目的

三重県では、「男性の育児参画」を推進するため、地域社会や職場において「男性の育児参画が大切である」という考え方が広まるよう気運の醸成に取り組むとともに、「みえのイクボス同盟」をはじめ、イクボスの推進などによる職場風土づくりを進めている。

これまでの取組により県内事業所における男性の育児休業取得率は年々上昇し、令和3年度には12.9%となったが、パタニティ・ハラスメントなどにより育児休業が取得できない事例のほか、育児の負担が偏る「ワンオペ育児」や、育児休業を取得しても積極的に育児を行わない「とるだけ育休」などの課題も残されている。

改正育児・介護休業法の施行による育児休業制度等の拡充にあわせ、職場において男性の育児参画への理解がより深まり、希望に応じて育児休業を取得できるよう、制度を利用しやすい職場風土づくりをより一層進める必要がある。

本事業では、改正育児・介護休業法の施行を踏まえ、職場における男性の育児参画への理解促進を図るため、イクボス視点での階層別マネジメント研修を実施するとともに、育児休業制度に関する職場内研修の開催支援等を通じて、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を支援する。

また、将来親になる若い世代を対象として、結婚や育児を含めたライフデザインに関する講座の実施を通じて、男性の育児参画の重要性への理解の促進を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和5年3月15日（水）まで

(2) 委託業務の主な内容

- ・ 企業（従業員）を対象としたイクボス視点での階層別マネジメント研修の企画・運営
- ・ 県が作成した職場研修用ツールの普及及び企業を対象とした「育児休業取得・男性の育児参画の推進」にかかる個別サポートの企画・実施
- ・ これから親になる若い世代を対象とした「NEXT親世代」ライフデザイン講座の企画・運営

3 委託業務内容

(1) 企業（従業員）を対象としたイクボス視点での階層別マネジメント研修の企画・運営

改正育児・介護休業法に対応して企業における男性の育児参画への理解を促進し、育児休業等を取得しやすい職場風土づくりの定着を図るため、下記のとおり、イクボス視点でのマネジメント研修を階層別を実施する。

① 各研修の実施内容の企画・資料作成

下記のそれぞれの項目を踏まえ、実施内容の企画、研修資料の作成、講師の選定、開催方法、広報、申込方法等を提案のうえ、開催日の60日程度前までに県と協議のうえ詳細を決定することとする。

なお、企画にかかる人件費等のほか、講師の人件費、旅費、会場費等の研修開催にかかる一切の費用を委託費に含むこととする。

(a) 実施内容

改正育児・介護休業法を踏まえて、職場において、男性の育児参画への理解がより深まるとともに、育児休業制度等を利用しやすい職場環境づくりに資する内容とし、実施する階層に応じて下記の項目を含むこととし、講義のみではなく、ワーク形式を取り入れるなど、より実践的な内容となるように工夫すること。

<研修内容に含める主な項目>

- ・改正育児・介護休業法（育児休業制度、育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置、不利益取扱いの禁止やハラスメント防止措置等）のポイント解説
- ・男性の育児参画の重要性、職場における男性の育児参画推進の意義・メリット
- ・イクボス視点でのマネジメントのポイント
- ・育児休業取得時の職場でのサポート（事例含む）
- ・ワーク・ライフ・バランスやキャリアパスに関すること など

(b) 対象者および実施回数

①新入社員～若手社員、②中堅社員～中間管理職、③管理職～経営者等の3つの階層に区分して各1回以上、合計3回以上実施することとし、各回ごとの参加者は50名程度とする。

なお、区分については、より効果的な階層区分を提案することができ、詳細の階層区分は契約後に県と協議のうえ決定することとする。

(c) 実施方法・会場の選定

1回以上を集合形式（オンラインとのハイブリッドも可）とし、集合形式またはオンライン等、より参加しやすい方法を提案のうえ、県と協議により決定することとする。

集合形式で実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止を講じるとともに、適した会場を選定のうえ提案することとし、会場費は委託費に含むこととする。

(d) 実施時期

令和4年9月から令和5年1月31日（火）までに実施することとし、より参加しやすい日程となるようスケジュールを提案のうえ、県と協議のうえ決定すること。

② 各研修の広報・募集・受付

各研修ごとに参加者を募集するためのチラシを作成し、参加者募集に向けた広報を実施すること。チラシはA4片面または両面として、研修の案内にかかる事項を記載し、参加者獲得につながる内容でデザインを提案することとし、県と協議のうえ決定する。なお、チラシには本事業で実施するすべての研修等の案内について1枚に掲載することとし、チラシ1,000部を印刷のうえ、県が指定する宛先（みえのイクボス同盟加盟企業等800カ所程度）に送付するとともに、チラシのデジタルデータを県が指定する期日までに納品すること。チラシのデザイン作成・印刷・郵送にかかる費用はすべて委託費に含むこととする。

なお、参加者募集にあたっては、申込フォームを作成するなど、参加者に利便性の高い申込方法を設定するとともに募集受付、参加者のとりまとめを行い、県に報告すること。

③ 当日運営

集合形式またはオンラインでの実施とともに、当日の運営にかかる一切の業務（受付、会場設営・撤収、通信環境の確保など）を委託業務に含むこととする。

オンライン実施の場合には、参加者が参加しやすい配信方法とするとともに参加者の接続トラブル等に対応できるよう、サポート窓口を設定することとし、配信に必要な設備や通信環境、機器等は受託者において準備し、その費用は委託費に含むこととする。

④ 参加者アンケートの実施・集計

参加者へのアンケートを実施することとし、アンケート内容や実施方法については、事前に県と協議のうえ決定することとする。

アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

(2) 県が作成した職場研修用ツールの普及及び企業を対象とした「育児休業取得・男性の育児参画の推進」にかかる個別サポートの企画・実施

改正育児・介護休業法に定められている、「育児休業を取得しやすい雇用環境の整備」のために義務付けられている措置である「育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施」や「育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口の設置）」などが、企業等において円滑に実施されるよう、県が作成した職場研修用ツールの普及啓発を行うとともに、育児休業取得・男性の育児参画の推進にかかる企業の取組に対して、専門家等による個別サポートを実施する。

なお実施時期は令和5年2月28日（火）までとする。

① 県が作成した職場研修用ツールの普及

法改正に対応して企業が実施する研修がより円滑に実施されるよう、県が作成した研修用ツールの普及を行うとともにツールを活用した職場研修にかかる啓発を行うこととし、本仕様書3（1）の研修とあわせて効果的に実施すること。

詳細の実施内容については、提案内容を踏まえ県と協議のうえ決定することとする。

【県が作成した職場研修用ツール】

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOSHIKA/HP/m0329700144.htm>

② 個別サポートの実施

希望する企業等に対して、育児休業取得・男性の育児参画の推進について、専門家等による個別のサポートを行うこととし、サポート先の募集、男性の育児参画や育児休業制度にかかる的確なサポートが可能な専門家の選定・派遣を行うこと。

個別サポートの実施数は、本事業を通して6社程度とし、実施方法については、本仕様書3（1）の研修等とあわせて効果的に実施すること。

1社あたり1.5時間程度のサポートを基準とし、企業等の希望に応じて柔軟に対応するとともに、研修当日（終了後）に個別相談会形式として実施することも可とする。

なお、企画及びサポート企業の募集・選定等の業務に係る一切の費用及び専門家の人件費、旅費等も委託費に含むこととする。

詳細の実施内容については、提案内容を踏まえ県と協議のうえ決定することとする。
(想定されるサポート内容)

- ・育児休業制度等に関する職場研修実施のためのアドバイス、研修用ツールの紹介
- ・育児参画の推進に資する社内制度や認証制度（くるみん、えるぼし等）取得に関する

アドバイス

- ・職場における男性の育児参画の推進にかかるアドバイス
- ・育児休業取得にかかる職場での対応にかかるアドバイス など

(3) これから親になる若い世代を対象とした「NEXT親世代」ライフデザイン講座の企画・運営

NEXT親世代（これから親になる若い世代）を対象に、男性の育児参画の重要性への理解の促進をはじめ、仕事と育児等との両立等を含めたライフデザイン講座を企画・運営することとする。

① 実施内容の企画、資料作成

NEXT親世代に対して、父親・母親がともに協力して育児を行うことの重要性を含めたライフデザインに関する講座を開催し、結婚や育児への理解促進を図る内容として実施内容の企画、講師の選定・派遣を行うとともに、講座用資料を作成すること。

実施の詳細については、提案をふまえ県と協議のうえ決定することとする。

なお、企画にかかる人件費等のほか、講師の人件費、旅費等の講座開催にかかる一切の費用を委託費に含むこととする。

② 実施箇所・対象人数

三重県内高等教育機関等（2回以上、合計60名程度）での実施を想定しており、契約後に県が指定することとする。

なお、実施校への事業提案等に必要となる説明資料を県と協議のうえ作成することとする。

③ 実施方法・実施会場

基本は、集合形式で実施するものとし、実施校の意向によりオンライン実施も可能とし、契約後に県と協議のうえ決定することとする。集合形式での実施の場合は会場費等の実施・運営にかかる一切の費用を委託費に含むこととし、オンライン開催の場合は、必要な機器・設備や通信環境等は受託者において準備することとし、その費用は委託費に含むこととする。

④ 事前調整・当日運営

実施校との事前調整（会場の事前確認、機器やオンライン接続環境の確認等）や講座当日の運営に必要となる一切の業務（受付・会場設営・撤収など）を委託業務に含むこととする。

⑤ 参加者アンケートの実施・集計

参加者へのアンケートを実施することとし、アンケート内容や実施方法については、事前に県と協議のうえ決定することとする。

アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

4 契約条件

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名 | みえのイクボスバージョンアップ事業実施業務 |
| (2) 委託期間 | 契約日から令和5年3月15日（水）まで |
| (3) 履行場所 | 三重県子ども・福祉部 少子化対策課（津市広明町13番地）他 |
| (4) 履行期限 | 本仕様書3（1）研修実施：令和5年1月31日（火）まで |

- 本仕様書3(2)個別サポート等：令和5年2月28日(火)まで
本仕様書3(3)講座実施：契約後に協議のうえ決定
- (5) 成果品 ①本仕様書3(1)各研修の募集チラシ、研修資料
②本仕様書3(2)普及や個別サポートに使用する資料を作成した場合はその資料
③本仕様書3(3)講座資料
- (6) 納期限 別途協議のうえ決定する。
- (7) 検査日時 実績報告書の提出後、別途指示する。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は税込で表示することとし、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.1 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、本仕様書に定める業務の実施が困難となった場合には、事前に県と協議のうえ、仕様の見直し等必要な対応を決定することとする。

1.2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：小川

Tel：059-224-2404 FAX：059-224-2270 E-mail：shoshika@pref.mie.lg.jp